

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	小城市 障害福祉サービスに関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小城市は、障害福祉サービスに関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

- ・小城市は、「障害福祉サービスに関する事務」を行うために「障害福祉サービスシステム」を使用している。
- ・障害福祉サービスシステムに係る運用管理業務を外部に委託しているが、不正入手・不正使用対策として「受託業務取扱に係る自己評価シート」の提出を求め、情報セキュリティ遵守状況を確認している。
- ・障害福祉サービス事務の一部を外部委託しているが、「業務マニュアル」及び「業務責任者等報告書」の届出を求め、業務手順等及び責任者や従事者を確認することで、個人情報の管理状況を確認している。
- ・内部による不正利用防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、ICカード、ID及びパスワードにより操作者を限定、追跡調査のためコンピュータの使用記録を保存、照会範囲を限定、端末PCはICカードセキュリティシステムにより、端末データを持ち出せないなどの対策を講じている。

評価実施機関名

佐賀県小城市長

公表日

令和5年3月6日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害福祉サービスに関する事務
②事務の概要	市は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)及び知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)により、障害福祉サービスの利用に関する支給決定情報の登録を行う。身体や精神に障害がある者に対して、介護給付費として居宅介護や短期入所、訓練等給付費として自立訓練、就労継続支援等を行い、障害者の地域生活と就労を進め自立を総合的に支援する。 障害福祉サービスは、具体的には①介護給付費・訓練等給付費、②特定障害者特別給付費、③地域相談支援給付、④計画相談支援給付、⑤療養介護給付費、⑥高額障害福祉サービスの6種類である。
③システムの名称	障害福祉サービスシステム、中間サーバシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 決定情報ファイル 2. 所得区分情報ファイル 3. 世帯状況ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項 別表第一 8、12、34、84の項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第8条、第12条、第25条、第60条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【照会の根拠】 (1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号 別表第二 10、11、20、53、108、109、110の項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第9条、第10条、第14条、第27条、第55条、第55条の2、第55条の3 【提供の根拠】 (1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号 別表第二 57の項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第31条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	高齢障がい支援課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	高齢障がい支援課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	高齢障がい支援課 TEL(0952-37-6108)

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[] 提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年4月1日	担当部署の変更	福祉課	高齢障がい支援課	事後	
平成27年4月1日	担当部署 所属長の変更	福祉課長 水田正秀	高齢障がい支援課長 小柳祥康	事後	
令和1年6月26日	評価書名の変更	小城市 障害福祉サービスシステム 基礎項目評価書	小城市 障害福祉サービスに関する事務 基礎項目評価書	事後	
令和1年6月26日	1①事務の名称の変更	障害福祉サービスの支給決定者の管理	障害福祉サービスに関する事務	事後	
令和2年8月3日	1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年1月1日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	
令和2年8月3日	2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年1月1日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	
令和2年8月3日	8. 監査 実施の有無	自己点検	内部監査	事後	
令和2年8月3日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言の変更	障害福祉サービスシステム	障害福祉サービスに関する事務	事後	
令和2年8月3日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言の変更	取扱	取扱い	事後	
令和2年8月3日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	市は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)により、障害福祉サービスの利用に関する支給決定情報の登録を行う。身体や精神に障害がある者に対して、介護給付費として居宅介護や短期入所、訓練等給付費として自立訓練、就労継続支援等を行い、障害者の地域生活と就労を進め自立を総合的に支援する。 障害福祉サービスは、具体的には①介護給付費・訓練等給付費、②特定障害者特別給付費、③地域相談支援給付、④計画相談支援給付、⑤療養介護給付費、⑥高額障害福祉サービスの6種類である。	市は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)及び知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)により、障害福祉サービスの利用に関する支給決定情報の登録を行う。身体や精神に障害がある者に対して、介護給付費として居宅介護や短期入所、訓練等給付費として自立訓練、就労継続支援等を行い、障害者の地域生活と就労を進め自立を総合的に支援する。 障害福祉サービスは、具体的には①介護給付費・訓練等給付費、②特定障害者特別給付費、③地域相談支援給付、④計画相談支援給付、⑤療養介護給付費、⑥高額障害福祉サービスの6種類である。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年8月3日	3.個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) 第9条第1項 別表第一 8、12、34、84の項	(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項 別表第一 8、12、34、84の項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第8条、第12条、第25条、第60条	事後	
令和2年8月3日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(照会の根拠)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号 別表第二 20、53、108、109、110の項 (提供の根拠)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号 別表第二 15、57の項	【照会の根拠】 (1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号 別表第二 10、11、20、53、108、109、110の項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第9条、第10条、第14条、第27条、第55条、第55条の2、第55条の3 【提供の根拠】 (1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号 別表第二 57の項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第31条	事後	
令和5年3月6日	4.情報共有ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【照会の根拠】 (1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号 別表第二 10、11、20、53、108、109、110の項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第9条、第10条、第14条、第27条、第55条、第55条の2、第55条の3 【提供の根拠】 (1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号 別表第二 57の項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第31条	【照会の根拠】 (1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号 別表第二 10、11、20、53、108、109、110の項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第9条、第10条、第14条、第27条、第55条、第55条の2、第55条の3 【提供の根拠】 (1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号 別表第二 57の項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第31条	事後	法改正による修正